

# 日中間戦後補償問題について

林秀光研究会 4 期川島透

## 1 研究に当たって

尖閣諸島の領有権問題をはじめ問題が山積する日中関係は、近年大規模デモや日本製品ボイコット、観光客の減少など実害が出るほどに悪化している。尖閣問題の影に隠れがちではあるものの、教科書問題、首相の靖国参拝問題、歴史認識問題など多くの問題が未解決のまま残されている。それらの問題に共通することは「第二次世界大戦」に端を発していることである。したがって戦後処理を真摯に正面から行ってこなかったツケが徐々に回ってきたと見る事が出来る。そこで日中関係改善の肝として、日中間戦後処理の中心にある戦後補償問題を考えていきたい。

また、このテーマを扱う上で忘れてはならないことは、1945年ポツダム宣言により第二次世界大戦が終戦してから67年が過ぎた今、戦争当事者の多くが亡くなってしまっているという現状である。当事者抜きで戦後処理問題を議論することは抽象的なものにしかならず、水掛け論に終わってしまう恐れが大きい。わずかでも当事者の声を残せる今、腰を据えてこの問題に取り組むことが必要である。一刻の猶予も許されない状況であることを強調しておきたい。

第2項ではまず日中間戦後補償問題の経緯について見ていく。続く第3項では日中間戦後補償を読み解く上でキーワードとなる「日中共同声明」と「日本の対中政府援助」について、第4項では両国が現在示している見解について考察していく。そして今後採るべきと思われる政策の方針を示して本論文を締めくくる。

## 2 日中間戦後処理の現状

まず日中間戦後補償問題の経緯を見ていく。

### 日本の戦後補償責任

#### サンフランシスコ平和条約における請求権放棄条項

1952年、第二次世界大戦以来の戦争状態を終結されるためにアメリカのサンフランシスコで講和会議が開かれ、日本と48カ国の間でサンフランシスコ平和条約が締結された。その内容は冷戦の開始、とりわけ朝鮮戦争の開始を受けて、日本軍事的・政治的重要度が増したため日本経済の過度の疲弊を避けたいというアメリカの思惑によって変更が加えられ、サンフランシスコ平和条約で連合国の日本への戦後補償請求権は放棄されることとなった。ここで放棄された「請求権」の主体は個人も含む。

日本が直接矢面に立つことなく賠償が軽減されたことにより、日本は贖罪意識を持つ契機を逃すことになったとも指摘される。

#### 日華平和条約と日中共同声明

サンフランシスコ講和会議が開かれた当時、中華民国、中華人民共和国いずれを中国とするのか国際的に定まっていなかった中国(アメリカは中華人民共和国を承認せず中華民国を中国としていたが、イギリスは中華人民共和国を承認していた)は同会議に招請されなかった。したがって上記放棄条項を中国は批准していない。

中華民国との間ではサンフランシスコ平和条約締結の直前に日華平和条約を結び、戦後保障請求権に関してサンフランシスコ平和条約の枠組みに随い放棄すると決められた。

しかし後の中華人民共和国との日中共同声明の中では個人の請求権の扱いについては触れておらず、放棄されていないとみることができる。

#### 参照条文

この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権ならびに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する(サンフランシスコ平和条約第14条(b))

中華民国は、日本国民に対する寛厚と善意の表徴として、サン・フランシスコ条約第十四条(a)1に基き日本国が提供すべき役務の利益を自発的に放棄する。(日華平和条約第1条(b))

中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する(日中共同声明第5項)

#### 戦後補償訴訟

従来戦後補償訴訟には主に除斥期間、国家無答責の法理などの壁が存在するとされてきた。しかし近年の訴訟ではそれらの壁を崩す判決が出始めている。

#### 除斥期間

除斥期間とは「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。」(民法第724条)という条文を根拠に、法律関係の早期確定を目的として判例で認められてきた、時間の経過によって権利を消滅させる制度である。戦後補償の請求権もこれに基づいて消滅すると扱われてきた。しかし近年の判決では「消滅の対象とされるのが国家賠償法上の請求権であって、その効果を受けるのが除斥期間の制度創設の主体である国であるという点も考慮すると、その適用に当たっては、国家賠償法及び民法を貫く法の大原則である正義、公平の理念を念頭に置いた検討をする必要があるというべき」や「除斥期間制度の趣旨を前提としてもなお、除斥期間制度の適用の結果が、著しく正義、公平の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなうと認められる場合には、除斥期間の適用を制限することがで

きると解すべき」(ともに劉連仁訴訟東京地裁判決平成13年7月12日)として、この問題への除斥期間の適用を制限しようとする傾向がみられる。

### 国家無答責の法理

「Crown can do no wrong.一国王は悪をなし得ず。」という英米法の原則とされた法理であり、大日本帝国憲法下では明文規定はなかったが判例・通説ともに当然に採用していた。その内容は、官吏は天皇に対してのみ責任を負い公権力の行使に当たる行為によって市民に損害を与えても国家は責任を負わないとするものである。戦後は日本国憲法第17条で「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる」とされ、憲法施行と同年の1947年には国家賠償法によって国家の賠償責任について立法的解決が図られた。一方で戦前の国の責任については国家無答責の法理を根拠に否定されると考えられてきていた。しかし近年の判決では「(強制連行は)法的根拠のない不法な実力行使で、公権力行使に当たらない」(京都大江山訴訟京都地裁平成15年1月15日)、「現時点においては「国家無答責の法理」に正当性ないし合理性を見いだし難いことも原告らが主張するとおりである」(強制連行第二次訴訟東京地裁平成15年3月11日)とするものがみられ、国家無答責の法理の適用を制限すべきであるとし、さらには法理そのものの合理性に疑問を提起している。

これらの判決が出た結果、原告側は新たな壁を設ける必要があった。そこで個人請求権の放棄が注目されている。ここで、上記「日本の戦後補償責任」の項で記述した通り、サンフランシスコ平和条約を批准した連合国については請求権の放棄がなされたと解釈してよいが、中国の扱いについて問題となる。

### 日中両国における世論

#### 日本

日本国内では戦後中国に対して支払われてきた莫大な額に上る対中二国間政府援助を以て実質的になされてきたと考える意見が多く、中国が日本を抜いて世界第二位のGDPを誇る経済大国となった今、援助の削減、終了を求める声も強まっている。

#### 中国

第一に、日本の対中二国間援助について知らない国民が多いとされている。愛国教育の中では教えられず、日本の援助によって建設された施設等についても資金源について明確に発表されないケースが多い。第二に、援助について知っていたとしても戦後賠償に代わるものではないという考えがある。その理由としては日本が中国に与えた損失6000億ドルに対し、戦後日本が援助してきた額は350億ドルに留まり、賠償に代わるものとは到底考え

られないこと(外交学院周永生教授)が挙げられている。

### 3 日中共同声明の解釈と日本の対中政府援助

日中共同声明は、両国の国交正常化を至上命題として、戦争状態の終結や尖閣諸島の領有権、賠償問題などに関して多少の食い違いを棚上げする形で署名に漕ぎ着けた。日中双方での声明の位置付けが異なっているため、後に問題を残している。

日本は、日華平和条約において既に中国の対日賠償請求権は放棄されているとしていたが、中華民国の存在を否定する中華人民共和国はそれに反発を示した。法律的手続きの側面から問題のないように処理したい日本は、賠償請求権の放棄を確認するものとして本声明を位置付けた。中国は日華平和条約の有効性を認めないので、日中共同声明は平和条約としての意味も持つものとして位置付けた。

この結果、中国側にとって賠償請求放棄が日本の歴史に対する反省と一対になっているのに対して、日本側にとっては中国の経済成長への協力と一対になるというすれ違いが生じたと見る事が出来る。

日本側の立場から対中政府援助を見ると、そのねらいは「より豊かな中国の出現がよりよき世界につながる(対中有償資金協力の供与開始の意思を表明した大平首相の講演より)」ことである。その額は、有償資金協力 3 兆 1331 億円、無償資金協力 1457 億円、技術協力 1505 億円、「我が国の貿易、投資等海外経済活動のための環境整備や開発途上国が行う構造調整等に対する日本からの資機材の調達を条件としない資金協力」 2 兆 2842 億円、と莫大なもので、今や世界第二位の経済大国となった中国の姿からしても「より豊かな中国」の実現に貢献したことは間違いなく、ねらいは達成されたと言える。

しかし中国側からすると、援助によって恩恵を受けるのは中国だけでなく、日本にとってもメリットのある投資であるとの主張も考えられる。

日本の最高裁は日中共同声明による賠償請求権放棄について、最高裁第二小法廷平成 19 年 4 月 27 日判決(中国人強制労働西松建設事件)の中で次のように解釈している。「サンフランシスコ平和条約は、個人の請求権を含め、戦争の遂行中に生じたすべての請求権を相互に放棄することを前提として、日本国は連合国に対する戦争賠償の義務を認めて連合国の管轄下にある在外資産の処分を連合国にゆだね、役務賠償を含めて具体的な戦争賠償の取決めは各連合国との間で個別に行うという日本国の戦後処理の枠組みを定めるものであった」「この枠組みは、連合国 48 か国との間で締結されこれによって日本国が独立を回復したというサンフランシスコ平和条約の重要性にかんがみ、日本国がサンフランシスコ平和条約の当事国以外の国や地域との間で平和条約等を締結して戦後処理をするに当たっても、その枠組みとなるべきものであった」「サンフランシスコ平和条約の枠組みは、日本国と連合国 48 か国との間の戦争状態を最終的に終了させ、将来に向けて揺るぎない友好関係を築くという平和条約の目的を達成するために定められたものであり、この枠組みが定められたのは、平和条約を締結しておきながら戦争の遂行中に生じた種々の請求権に関する問

題を、事後的個別的な民事裁判上の権利行使をもって解決するという処理にゆだねたならば、将来、どちらの国家又は国民に対しても、平和条約締結時には予測困難な過大な負担を負わせ、混乱を生じさせることとなるおそれがあり、平和条約の目的達成の妨げとなるとの考えによるものと解される」。すなわちサンフランシスコ平和条約は、日本が再び混乱を招くことのない戦後処理をするための枠組みを定めたもので、条約の当事国以外の国や地域との間での戦後処理においても枠組みとされるべきものであると解釈した。そして中国との関係においては、日華平和条約の個人請求権放棄に関しては中国国民に対しては効力が及ばないこと、日中共同声明 5 項は「放棄の対象となる「請求」の主体が明示されておらず、国家間のいわゆる戦争賠償のほかに請求権の処理を含む趣旨かどうか、また、請求権の処理を含むとしても、中華人民共和国の国民が個人として有する請求権の放棄を含む趣旨かどうか、必ずしも明らかとはいえない」ことを確認した上で、「公表されている日中国交正常化交渉の公式記録や関係者の回顧録等に基づく考証を経て今日では公知の事実となっている交渉経緯等を踏まえて考えた場合、以下のとおり、日中共同声明は、平和条約の実質を有するものと解すべきであり、日中共同声明において、戦争賠償及び請求権の処理について、サンフランシスコ平和条約の枠組みと異なる取決めがされたものと解することはできないというべき」だとした。つまりサンフランシスコ平和条約の枠組みを日中間においても採用すべきであると述べるに当たり、日中両国が異なった立場で同声明を公表したことを確認し、中国が同声明を平和条約の性質を持つものとしていることを前提としていることも認めているのである。

#### 4 日中両国の見解の考察

戦後補償の訴訟につき、「個人請求権の放棄」についての議論は冷戦を代表する当時の世界情勢や日中両国の政治的・経済的事情に大きく左右されてきた経緯がある。したがって当事者不在で形成されてきた戦後処理の枠組みをいくら掘り下げても戦争被害者を納得させるような結論は得られないのではないかと。

日本側として強調したいのは、莫大な額の対中政府援助を行ってきたという事実である。日本が戦後中国に対して支払ってきた政府援助の規模、また中国の著しい経済成長という事実からして、日本は「より豊かな中国」の発展に貢献してきたと言える。中国側の指摘するようにこの援助によって日本も少なからぬ恩恵を受けたことは間違いないが、隣接する二国にとって一国の経済成長が互いの利益となりうることは免れ得ないことであって、その点を理由に援助の戦争責任としての無効性を訴えることは節操がないようにも思える。

しかし政府援助によって戦争責任を果たしてきたと単純に訴えることにはリスクがある。一般的な犯罪にも言えることであるが、犯罪被害者やその家族にとって、金銭的賠償はもちろんその他いかなる方策であっても、侵害された人権を回復するには十全とはいえないという側面は無視できない。むしろ加害者や第三者から「金銭的賠償で解決済みだ」と主張することほど、被害者側の感情を逆撫ですることはないかもしれない。

もちろん金銭的補償が全く無意味であるということではない。加害者の被害者に対する反省、謝罪といった感情を象徴する機能を持つものである。そしてその象徴的機能は他の手段との相互補完することによって相乗的に効果は増大するものである。金銭的援助単独では物質的な行為にすぎず、戦時中の罪、そのことによる被害とは乖離したものであるので、対中政府援助のみで責任を全うしたように振舞うことは日本が戦争責任から目を背けようとしていると捉えられかねない。愛国教育の一環として戦時中の日本軍の行為を詳細に学ぶ中国と、それを避けているとも捉えられかねないほど小さな扱いにしていると指摘される日本に間で歴史認識問題、教科書問題などが取りざたされる状況もこの点と関係があるかもしれない。筆者も北京の抗日戦争記念館における展示を閲覧し、日本の教育では知ることの出来ない戦時中の日本軍の一面を見、また中国人の子供たちがそれを見て学んでいる姿を見て、日中関係の隔絶の一端を垣間見た気がしてならなかった。すなわち、金銭的援助を行うと共に戦時中の罪に目を向けた直接的な行動が求められるのではないだろうか。被害者、その家族をはじめとする中国人に癒しを与え、信頼を得ることが金銭的賠償という象徴的行為と相乗効果をもたらしつつ関係改善に役立つのではないかと考える。

そこで南アフリカでアパルトヘイト政策への反省として新政府が被害者、そして加害者の救済のために行った「真実和解委員会」の設置に注目したい。次の項でその詳細を紹介する。

## 5 真実和解委員会

真実和解委員会とはアパルトヘイト政策における人権侵害につき、人権侵害行為を違法とせず、政治的動機による人権侵害行為に対しては法定の免罪措置を実施した、南アフリカ共和国の政策である。恩赦の条件としては侵害事実の開示が要求された。

### アパルトヘイト政策

アパルトヘイト政策とは、1948年に法制として制定されてから1994年に完全に撤廃されるまで南アフリカ共和国で行われた人種隔離政策である。法律による様々な人種差別が行われた。具体的には、人種を白人、白人との混血であるカラート、アジア人、黒人の4種に分けて登録し、選挙権、就業、居住など様々な場面で差別的法令が存在した。全人口の70パーセント以上を占める黒人を、産業基盤に乏しい国土の13パーセントほどの地区に強制移住させるなど苛烈なものだった。

また、分離と差別に留まらず、アフリカ民族会議をはじめとする反対勢力に対して、殺害・誘拐・拷問等が組織的に実行された。

### アパルトヘイト政策の撤廃

1980年代、国内の反発は激化し、国際的にも経済制裁を受けた。1989年に就任したデクラーク大統領の下で撤廃に向けた改革が推進された。91年2月、国会開会演説でアパルトヘイト政策の廃止を宣言した。6月には人種登録法、原住民土地法、集団地域法が廃止され、これによってアパルトヘイト体制を支えてきた根幹法の最後の法律が廃止されたといわれ

る。その後3年間の体制移行期を経て、94年4月に全人種が初めて参加する総選挙が行われ、憲法が制定され、ネルソン・マンデラが大統領になり、アパルトヘイトは撤廃された。

#### 撤廃後の過去の被害の処理

体制転換に伴い、国民党とアフリカ民族会議は次の二点について合意していた。第一に、アパルトヘイトのみを理由として人権行為を違法とはせず、戦争犯罪や非人道的行為を裁いたニュルンベルク裁判の方式を採用しない。第二に、政治的動機による人権行為に対しては、法定の免罪措置を実施する。ここから、アパルトヘイトの下に存在していた黒人と白人の分裂的社会的深い溝を架橋し、二つの集団を単一の国民へと糾合していこうとした南アフリカ共和国の方針が読み取れる。この合意に沿って、選挙後にアフリカ民族会議を中心とする連立政権が提出した国民統合和解法の法案は、被害者・遺族が自らの苦難を語る権利を強調し、恩赦の条件として侵害事実の開示を要求した。

ここで鍵とされる概念は、信頼である。特に国民統合において必要な信頼は、市民同士、社会集団同士の間での水平的な信頼である。そして水平的な信頼を醸成する政策として南アフリカ共和国で採用されたのは、真実和解委員会の設置である。

#### 真実和解委員会

真実和解委員会は、南アフリカ共和国で成立した国民統合和解法に準拠して1995年に設立された。究明する対象は、1960年から94年までに行われた、殺害・誘拐・拷問・化けくくな不当処遇がそれらに関与する諸行為である。人権侵害小委員会、恩赦小委員会、補償・復帰小委員会から構成される。人権侵害小委員会は、被害者・遺族らが自発的に人権侵害を証言する公開の聴聞会を開催する。南アフリカ共和国の真実和解委員会の特徴は、この公聴会が公開だったことにある。恩赦小委員会は、人権侵害行為が政治的動機に基づき、かつ加害者が事実を十全に開示した場合に、恩赦を附与する。そして認定された人権侵害について、有責の個人名・組織名が公表される。補償・復帰小委員会は、金銭的・非金銭的な保証を勧告する。補償の内容は、個人的なものとして補償金支給の他、死亡証明書の発行、葬儀と埋葬、政治犯の犯罪記録の抹消、集合的なものとしては道路・施設の再命名、記念碑の建設、記念日の創設などが含まれる。精神的側面では、被害者支援団体の育成やトラウマ・カウンセリングの確立、教育面では、大学設立や学校再建が行われた。補償金に注目すると、実際の支給額が勧告額を大きく下回っていることや、受給資格者を証言者に限定している点が批判を招いており、そもそも深刻な社会経済的不平等の抜本的是正を主張する声も根強いとされる。しかし旧体制下で隠蔽されてきた膨大な人権侵害の事実を発掘し記録し公表することで、従前の公式とされてきた歴史を洗い直し、歴史共有を促すことができる。この歴史共有が、旧体制下で受苦者であった個人、集団のかつての受益者であった個人、集団に対する水平的信頼を高めると期待される。また、金銭的補償は、国家が正義・道徳を示す行為として、被害者・遺族の垂直的信頼の醸成につながる。こうした信頼は、市民がその政府により統治される国家に自分が属するという事実を受け入れさせ、旧政権と新政権の間に明確な一線を引いて新政権への信頼を抱かせることに成功する

のである。

南アフリカ共和国の例では、2年半の活動の中で、全国各地で開かれた公開の公聴会で約21300名が38000件近くの人権侵害を証言したとされる。

真実和解委員会を日中戦後処理に置き換えて考えてみると、公聴会を通じて歴史共有することで、日中両国民間の国境を越えた水平的信頼を醸成し、それを前提とした金銭的給付あるいは過去の政府援助の存在の主張は中国国民の日本政府に対する垂直的信頼の促進につながるのではないかと考える。また南アフリカ共和国での例と同じように、戦前の日本政府と戦後、現在の日本政府に一線を引くことが出来るとしたら、対日感情も大いに改善され多くの問題解決の足がかりとなるに違いない。

国家、個人の賠償請求権が放棄されているとすれば恩赦に伴う被害者側への補償は考えられず、一見被害者・遺族側にはメリットのない制度のようにも思える。しかし南アフリカ共和国の例で見れば、アパルトヘイト体制下で警官によって失明させられたある人物が人権侵害小委員会の前で語った際、そこに出頭して自らの物語を語ることへの感慨についての言葉が興味深い。「今までずっと、私を閉口させてきたのは、自分の物語を語るができなかったという事実でした。しかし今、私はここに来て皆さんに話をする事ができて、自分の視力を取り戻せた———ような気がしています」というのである。人権侵害小委員会に勤務していた心理学者のプームラ・ゴボド・マディキゼーラは、多くの被害者たちは正義というものを「自己を再び有効なものとして認知してもらうこと」として、あるいは「あなたは正しく、あなたは被害を受け、そしてそれは不正であった」との認識をこうしてもらおうこととして理解している、と言う。人権侵害小委員会は生存者や拷問され殺害された者たちの家族から証言を取るという形でかかる認知を提供しようとしているものである。すなわち、争いたる法的訴訟過程に身を投じて金銭的・精神的コストを被害者・遺族に強いるのではなく、彼らに癒しを与え信頼を取り戻すことを目的とする制度なのである。

## 6 まとめ

今や日常の様々な場面で無視することの出来ない中国との間に我が国が抱える問題の根底にあるのは第二次世界大戦の処理である。歴史的にみて、冷戦時の世界情勢や両国の政治的・経済的状況といった、問題そのものとはかけ離れた事情によって処置が決定されてきた印象が強い。そのため解釈がすれ違っていたり、そもそも当事者が納得することを念頭に置かれていない政策が採られてきたりしたといえる。

戦後処理のメインとも言うべき補償の問題では、従来被告たる日本は除斥期間の経過、国家無答責の法理を盾に補償の必要性を否定してきたが、それら根拠の合理性が崩れてきた近年では過去の個人の対日賠償請求権放棄の有無が争点となってきた。しかし、個人請求権放棄をした日華平和条約と明文規定のない日中共同声明の関係性は台湾との関係が絡



み曖昧な処理に留まってしまったため、その解釈の議論も水掛け論に過ぎないものとなってしまっているのである。

また補償に代わるものとして日本側が主張したいのは、戦後日本が中国に対して提供してきた莫大な政府援助であるが、中国ではその存在すらあまり知られていない。しかしむやみに金銭的賠償の十分性を訴えることは、回復することのない人権侵害の記憶を抱える被害者・遺族を刺激するだけである。

そこで、戦後補償訴訟の判決としてもっと直接的に歴史を直視する制度の創設を求めることを期待したい。直接的な戦後補償請求の認否については、日中共同声明は曖昧ではあるが「平和条約」としての意味合いを持つ以上平和裏に戦後を処理することを旨としていると考えるべきである。とすると、個人請求権を認めて次々に日本を被告とした訴訟が提起され続けることは日中関係を一触即発の状態に置いておくことになるものであり、妥当ではない。したがって国際的枠組みに随って中国も個人請求権を放棄したと解釈するのが合理的ではないだろうか。他方重要なのは、これで十分であると終わらせないことである。金銭的補償としての政府援助の象徴的効果をより増大させるためにも、戦時中の罪、すなわち人権侵害に直接的に向き合う作業が必要とされる。その一例としてアパルトヘイト体制下の人権侵害に向き合った南アフリカ共和国に例を見る「真実和解委員会」の創設を提案する。戦争当事者に公開の場で自身の被害、加害について語る場を与えそれを記録する。その作業を通じて日中間の歴史共有を実現する。戦争当事者には癒しを与え両国間双方への信頼を醸成し、対中政府援助についての認識も是正していく。その処理を正常に終えて初めて両国間に根付く問題を冷静に議論し始めることが、日中関係改善の最短ルートではないかと考える。

始めにも述べた通り、このテーマの最大の問題は、第二次世界大戦終了から70年近くが経過した現在、当事者が刻々と減ってきているという事実である。被害の規模、また二国間に跨った出来事であるという事情に鑑みても、アパルトヘイト政策後の南アフリカ共和国に比して困難を極める事業になるかもしれない。しかし当事者が語ることは問題を直視するために必須の作業である。今やらなければ後には取り返しのつかないことであるという危機感を持っていち早く取り組む必要があることを訴えたい。

## 7 参考文献

- 家近亮子、松田康博、段瑞聡編著「岐路に立つ日中関係」晃洋書房、2007年  
岡部達味著「日中関係の過去と将来」岩波現代文庫、2006年  
千葉明著「日中体験的相互誤解」日本僑報社、2005年  
マーサ・ミノウ著、荒井教夫、駒村圭吾訳「復讐と赦しのあいだ」信山社、2003年  
永野慎一郎、近藤正臣編「日本の戦後賠償」勁草書房、1999年  
高木喜孝、南典男、松本克美、水島朝穂「戦後補償裁判の現在と未来を考える」、泉沢章「条約による個人請求権の放棄について」、馬奈木巖太郎「中国人戦争犠牲者の証言記録」、宇

佐美誠「真実究明と被害補償」『法律時報』76巻1号、日本評論社、2004年